

## 【都市景観形成のための配慮事項】

「大規模建築物等の都市景観の形成のための誘導基準」のそれぞれの項目について、設計上どのような配慮を行いましたか。その内容を記述してください。

1 建築物等の計画地の特性に関する配慮	
(1)地域特性(※)	
(2)街区特性 (まちなみ、まちかど 等)	
2 個別事項に対する配慮	
建    築	(1)建築物本体 (配置、形態、外壁 等)
	(2)緑化 (配置、樹種、数量 等)
物	
	(3)建築設備 (位置、意匠 等)
工 作 物	(4)外構 (境界部分、塀、付属施設、駐車場 等)
広 告 物	配置、形態 等
そ の 他	位置、形態 等
そ の 他	その他の留意点 (ライトアップ 等)

※ 詳しくは、市ホームページ、又は市役所2F情報コーナーにあります「都市景観基本計画」を参照してください。